

平成 22 年 10 月 26 日

第 176 回国会 法務委員会 第 3 号

○田城郁君 遅ればせながらであります、柳田法務大臣、御就任おめでとうございます。

素人の判断は正しいと親しい議員の仲間から激励のアドバイスを受けたという大変御謙遜をしながらのごあいさつのお話が当初ありました。しかし、予算委員会や前回の法務委員会では端的で適切で堂々としたすばらしい答弁であると、さすが柳田大臣であると感じました。是非、今後ともこの日本が更に平和で人権と民主主義の確立した社会であることを目指して、お力を存分に発揮していただきたいと、そのように思います。

申し遅れました。私はこの七月の参議院議員選挙で比例区より立候補し初当選をいたしました田城郁でございます。どうぞよろしく願いをいたします。何分にも新人でかつ法律の専門家ではございませんので、細心の注意を払わせていただきますが、失礼な御質問などありましたらお許しをいただきたいと思ひます。また、今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いをいたします。

さて、私はこの日本の社会から一切の冤罪をなくすためには今何をすべきなのか。ここで私の使う冤罪という言葉の定義は無実の者が罪を問われることとしますが、この冤罪をなくすために、私たち国会議員は、内閣は、法務省、検察庁を始めとした官僚の皆さんは、弁護士さんは、そのほかこの国の責任ある立場にある者は、今国民の負託にこたえるべく何をすべきなのか、真剣に、そして愚直に各々の胸に手を当てて考え、具現化し、行動に移していく覚悟が必要だと考えます。無実の者が無実の罪で政治的地位や社会的地位を失い、職を追われるなどということがあってはなりません。

それは、今回の村木厚子さんの冤罪事件が起きた。逮捕、起訴から一年三か月に及ぶ取り返しの付かない自由と名誉を奪われた貴重な人生の一部は、謝罪やお金では到底戻ってはこない時間であり、傷つけられた心は到底満たされるものではないということ。検察で働く一人一人は、検察官である前に人として本当に罪深いことをしたのだということを猛烈に自覚し反省すべきだと思います。

そして、村木さんより更に長きにわたって無実の罪を背負い、真実とは余りにも乖離した現実とのはざままで悩み、苦しみ、憤慨し、悶絶し、葛藤しながらも、取り返しの付かない人生を一生懸命に生きて、せめて無実と名誉を回復しようと冤罪と闘っている方々が本当にたくさん存在するという現実。私たちは、この現実としっかりと向かい合い、取調べの全面可視化を始め、証拠品の全面開示、判検交流の在り方、検察審査会の在り方、検察リークの問題等、腰を据えてこれらの問題の解決に当たらなければならないと考えます。

刑事裁判の鉄則に、百人の犯人を逃すとも一人の無辜を罰してはならないという言葉があるそうですが、あくまでも法と証拠に基づいて公正で公平な裁判が行われる環境をつくり出すことが今求められていると考えます。

そこで、法務大臣にお聞きいたします。

今回の検察庁の村木さんへの冤罪事件を端緒に、この日本の社会から、過去、現在、そして未来永劫、すべての冤罪をゼロにしていくということが、現時点で国民が法務大臣、そして法務省、検察庁、裁判所に求められている最大の責務であると考えますが、いかがお考えでしょうか。そうであるとすれば、その決意の一端をお聞かせ願えれば幸いです。よろしく願いいたします。

○国務大臣（柳田稔君） 冤罪の定義は別といたしまして、田城委員が訴えていらっしゃる未来永劫冤罪をゼロにしていく、ごもつともでございます。私も、その意見についてどうのこうの言うつもりはなくて、本当にごもつともだと、そんな思いでございます。

具体的にどうしていくかですが、今回、大阪の地検の方で問題が起きまして、このことについては私からもおわびしているところでもありますけれども、この件も含めて、検察、最高検の方でいろいろ検証

も進められております。同時に、来月早々、私の下での検討会議も立ち上げて動くことになっていきますけれども、その中でも大いに議論をされるものだと、私はそう思っています。その議論の結果を聞いているんな手だてを打っていきたくて、そう考えております。

○田城郁君 同じ思いを刑事局長なり検察の方にもお聞きしたいんですが、何かありますか。

○政府参考人(西川克行君) 今回の村木さんの無罪事件等を契機にして、もちろん最高検、検察部内、それから法務省においても様々な検討をしなければならないというふうに考えておりますが、これは、前回の委員会で木庭委員からも御指摘がありましたとおり、基本的には証拠の見方について非常に甘いところがあったと考えざるを得ないと。これから様々な反省点が出てくると思いますが、特に客観的な証拠、それと供述との食い違い、そのようなものを子細に見ていけば多くの冤罪事件は防げるのではないかという感じを今現在非常に強く持っております。

もちろん、検証において、そのためにどのような体制をつくり、どのような心構えで検察官が臨まなければならないか、あるいは体制上足りないところがあるとすればどのようなものが足りないのかと、そのような検討もこれからはなされていくというふうに考えております。

○田城郁君 今のことは、村木さんの件に関してだけにお話をしているものですか、それとも、全般にわたってそういうことでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 今申し上げたのは、村木さんの今回の件だけではなく、例えば富山で起きたいわゆる冤罪事件もございましたし、それから足利事件、これらについては既に検証がなされていて、その都度指摘されている事項であるということでございます。またさらに今回の村木さんでも同様なことを繰り返してしまったという反省を込めて申し上げたということでございます。

○田城郁君 分かりました。

今現在、自分は、私ではありませんが、自分は無実であると訴え、そして冤罪を晴らそうとしている方々はかなりの数に上っていると思います。その方々の多くは自白を強要された等の訴えをしておりますけれども、このほか、一般的に結構なんですけど、冤罪を訴えている方々はおおむねどのような主張をしているのか、把握している限りで教えていただければと思います。

○政府参考人(西川克行君) 一般論で申し上げますが、刑事事件において無実であると主張される理由は様々でありまして、そのすべてを申し上げることは困難でございます。

ただ、今ここでごく概略を申し上げますと、例えば、取調べ官の暴行、脅迫等により自白を強要されたという主張もございまして、取調べ官の誘導等によって虚偽の自白をした、共犯者が虚偽の供述をしたため事件に巻き込まれた、あるいは被害者や目撃者が犯人の容貌等について記憶違いの供述をした、それから事件の重要証拠に関する鑑定に誤りがあるなど、様々な主張がなされているものと承知をしております。

○田城郁君 ありがとうございます。

私の把握している限りでいえば、冤罪を訴えている方々の多くは、証拠の改ざんを始め、調書が話したとおりに書いてもらえないとか、家族や親しい友人あるいは重病に苦しむ友人まで逮捕し取り調べるなどと脅された、あるいは実際にされた、話さないと二十年は出られないぞなどと言葉の暴力とも取れる自白強要、人質司法、証拠の改ざん等、不当な取調べの実態を訴えて無実を主張しているという、そういう方々が多くいらっしゃいます。

これらを裏付けるように、今回の村木さんの件でも、逮捕された大阪地検の前副部長が自らの取調べを受けるに当たって可視化を求めているという報道があります。その報道が事実だとすれば、恐らく自らの経験上そのような取調べが行われると想像が付くので、録画や録音をして自白強要や証拠の改ざんを防ごうとする自己防衛が働いたことは容易に理解できます。

この前副部長の要求は、過去の事件についてこのような取調べを自らがしてきたことの逆証明とも言えるでしょう。すなわち、証拠品の改ざんを始めとした検察の不当な取調べは、今回の村木さんの冤罪事件のみならず、検察そのものの体質であると言えます。

さて、このような体質の検察の取調べの結果、有罪判決を受け、冤罪に苦しみ、無実を訴えている方々の事案に対して、私は国として何らかの形で真摯に応じていくべきではないかと考えますが、法務大臣、お考えをお聞かせいただければと思います。

○国務大臣（柳田稔君） 国として真摯にと御質問がございましたけれども、法務省としては、検察当局において必要な補充捜査を行うなど真摯に対応していただけると私は承知いたしております。

法務省以外の他の行政機関について私がコメントする立場にはございませんけれども、司法権の独立との関係から考えますと、それが相当なのかどうなのかということも考えられると思います。

○田城郁君 私は、今検察の方々がそういうものに対して真摯に対応しているというのであれば、このような冤罪で苦しんでいる方はもう少し少ないのではないかとというふうに考えますが、では冤罪を晴らすためには方法というのはどういう方法があるのでしょうか。お分かりになる方、刑事局長でしょうかね。

○政府参考人（西川克行君） お尋ねは、犯人ではない方が有罪判決を受けないようにするための制度を確認するという御趣旨であるというふうに思われますが、まず、そのような制度として、我が国において、判決が確定前につきましては、例えば身柄の拘束さらにそれらの搜索等、令状主義が取られていることや、厳格な証拠法則が採用されていること、それから三審制が保障されていること、弁護権の保障がなされていることなど、慎重な手続によって初めて有罪が確定されることとされているという点が挙げられると思います。

それから、判決が確定した後のことにつきましては、無罪判決を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき等について再審請求を行うことができるとされ、再審制度が設けられているところでございます。

○田城郁君 今言ったことを繰り返すはできませんけれども、されていると、法ではされているんだと思いますけれども、実態が伴っていないから今のような現実が引き起こされているんだらうと、そのように思いますけれども。

では、年間にどのくらいの人々が、再審請求をして長く掛かろうが短ろうが自分の疑いを晴らしていくということが一つ方法としてはあると思いますけれども、その再審請求をどのくらいの人が年間求めているのかということ資料で入手をいたしました。平成十七年から五年間にわたって数字があります。平成十七年が二十一件、平成十八年二十九件、平成十九年が三十六件、平成二十年が二十一件、平成二十一年が三十五件、五年間で百四十二件の再審請求が出されているというふうに調べによって明らかになりました。

この数字には、減刑を求めているわけで再審請求をしているという事案も含まれますから、単純に冤罪が多いとか少ないとかこの数字では言えません。しかし、いずれにしても、この検察の不当な取調べの実態の中で、有罪判決を受けている可能性の大きい懸案が数多く含まれていることは容易に想定ができます。

この現状を考えると、法と証拠に基づかない公平公正ではない中で判決が出され、かなり多くの冤罪が存在すると考えられますが、この現状をどうお考えでしょうか。刑事局長、そして法務大臣にもできればお聞きいたします。

○政府参考人（西川克行君） 今先生のおっしゃった再審請求の数というのが当方の把握している数と相当食い違っておりますので、恐らく最高裁か何かに審級として上がった数ではなかろうかと思えます。

当方の方で把握している数は、概略申し上げますと、平成十六年から平成二十年までで再審請求の受理件数が合計一千二百二十二件、それからそのうち再審開始決定があったのは五十三件と、このような数でございます。

それから、平成二十一年だけを取り上げますと、再審請求件数が二百四十二件と、それからそのうち開始決定があったのは六件ということで、もちろん開始決定のあった数というのは相当少のうございませうけれども、やはり救われている事件もそれなりにあるのかなと、こういう印象を受けております。

もちろん、これは個々の事件事件に基づきまして裁判所の判断にかかわるという事項でございますので、これ以上は所感を述べるということは法務当局としては差し控えたいと思っております。

○副大臣（小川敏夫君） やはり、委員御指摘のとおり、冤罪というのは決してあってはならないというのはもう根本中の根本、基本の考え方でございます。

ただ、再審という場合、再審の前提として有罪判決が確定しているということになるわけでございますので、当然そこに至るまでには裁判において十分な審理が本来なされた上でそうした判決がなされたんだということになると思いますので、裁判そのものを全否定して再審をまた、言わば裁判が一審、二審、最高裁の三審制があるところに、また再審というものが四審制、五審制みたいな形で自由にあるというのもまた司法の在り方としていかがかなというふうにも思いますが。

しかし、やはり委員御指摘のとおり、実際に判決が確定した後、まさに死刑判決が確定した人が冤罪だったということが過去にもありましたし、また最近でもあの足利事件のように起きておるわけですから、やはり委員の御指摘はそれは十分真剣に受け止めて、そうした冤罪がないような対応、そして再審の在り方についてもやはり適正に行われていくことを期待しているということをお述べさせていただきます。

○田城郁君 ありがとうございます。

裁判所に再審請求を出しても受け入れられない、たとえ請求が通っても更に長い年月無罪を訴えて法廷で闘わなければならない現実があることは多くの方々の訴えではっきりしておりますし、先ほど一番最初に冤罪というのは何かというふうに定義したところでは、やはり無実の者が罪を問われることと。だから、問われた時点で冤罪が発生しているということであれば、本当にいわれのないことで判決を受ける以前から社会的地位を失うとかそういう事態に陥っている、そういうことも含めて現実としては起きておりますので、こういういたずらに取り返しの付かない人生を送らざるを得ないなどという状況はやはりない、そのような社会にしていかなくはないといけないと考えますので、是非これからも努力をしていきたいと、そのように思います。

この現状に向かい合ったときに、私は司法に介入するつもりはございませんけれども、みんなで知恵を出し合って、冤罪で苦しむ方々に対して国として再審を促進するシステムなり機関をつくるとか何らかのことができないか、また、過去にさかのぼって冤罪を検証するシステムなり機関ができないものか、そういうものをみんなで知恵を出し合いながら新たなものをつくっていくということも必要なのではないかと。可能性の問題で結構ですので、法務大臣にもしお答えできればしていただきたいのですが。

○国務大臣（柳田稔君） 私が所管をしているのは検察でございますので、今回、地検の中でああいうことが起きました。それを始めとしていろいろな問題点、御指摘をいただいております。そういうもろもろを含めて検討会議の中で御議論をいただきまして、その結果に基づいて私は大胆な改善策を実施していきたいと。その上で、検察の中における冤罪と、いわゆる冤罪というものがなくなるように、なくすべく努力をしていくという所存であります。

そして、裁判においてどういうことになるか。これはもう裁判所のことなので、ここまで私が踏み込むことはできないんでありますけれども、先ほど小川副大臣が触れたようにいろいろとすべはあるので

はなかろうかなと、そんな気はいたしております。

○田城郁君 ありがとうございます。是非よろしく願いをいたします。

さて、質問を変えます。

昨日のNHKニュースでは、最高検察庁が、一昨年、取調べのメモについて全国の検察庁に出した通知とその解説文を入手したというふうにあります。通知と解説文を担当の方よりいただきました。もう時間がありませんからその原文は読みませんが。

NHKの報道によればですが、NHKの報道では、必要性の乏しいメモを安易に保管しておく、メモを開示するかどうかで無用な問題が生じかねない、裁判所が取調べの状況について判断する上で必要なメモは保管し、それ以外のメモはプライバシー保護の観点から速やかに廃棄すべきだという通知が送られていたというふうに報道されていますが、この文書をお読みになりまして、何かお感じになったことはあるでしょうか。

○国務大臣（柳田稔君） 委員が御指摘の文書は取り寄せて目を通させていただきました。

基本的に、悪意を持ってこういう通達をしたわけではないと。中を読めば長くなりますのでやめますけれども、ただ、誤解を招いた点はあるのかなと率直に認めさせていただきます。

ですから、この通知についても、多分最高検の検証チームの中でも議論をされるでしょうし、当然、私の下の検討会議の中でも議論をされることになるので、皆さんの御納得いくような方向に変わるのではないか、私はそう思っております。

○田城郁君 これも引き続きNHKの報道によるところなのですが、元裁判官で法政大学法科大学院教授の木谷明教授でよろしいのでしょうか、は、最高検の通知は検察官に役立つメモ以外は廃棄せよという指示で、被告に有利なメモがあっても弁護側には明らかにされず廃棄されることになり、極めて不適切だというふうに批判をしております。

この御意見に対して、法務大臣のお考え、あればお聞かせ願いたいと思います。刑事局長にもよろしく申し上げます。

○政府参考人（西川克行君） まず、最高検の通知及び補足の文書の骨子だけを申し上げますが、その概要につきましては、裁判所が取調べ状況についての争いを公正に判断する上で必要と認められるもの等を組織的に保管することが相当である、これが第一点と。それから、組織的に保管する必要のなくなったものについては、捜査の秘密の保持や関係者の名誉及びプライバシー保護の観点から安易に保管を継続することなく廃棄すべきものであると、この二点を指示したということでございます。

したがって、内容というのは、検察官に役立つメモ以外は廃棄せよというものではございませんで、取調べの状況についての争いを判断するのに資すると認められた事項を記載した取調べメモ、これについては適正に保管をなささいということでございます。そこで、かかる取調べメモがある場合には、検察官は被告人に有利、不利を問わず必要と認められる場合には適正に保管をなささいと、こういう中身でございます。

もっとも、この通知それから補足の文書につきまして、果たしてこれで十分かどうかという点につきましては、今回、村木さんの無罪判決事件においても問題になっておりますので、最高検の検証等において更に再度検討されることになるというふうに承知をしております。

○田城郁君 先ほど大臣から、誤解されるような部分もあったという御答弁もありました。広島地検の方では、被疑者かな、が要求したんだけど、メモが既に廃棄をされて証拠品として機能しなくなっていたというようなことも報道をされておりますけれども。

いずれにしても、私も木谷明教授と同じ考えで、被告に有利であっても廃棄されれば証拠品にはならないという状況が生まれるという可能性が大いにあると考えます。このような状況の中で、法と証

拠に基づく公正公平な裁判をできるのでしょうか。私は、可視化とセットで、検察が証拠として提出しなかった調書と押収した証拠品の全面開示が必要であると考えます。

最高検の姿勢がいまだにこの状態で、果たして本当の意味での検察の改革ができるのか甚だ疑問であります。柳田法務大臣の提唱する第三者機関による在り方の検討委員会を始め、あらゆる場で大いに議論する余地があるという思いを述べまして、私からの質問を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。